

入札公告

低入札価格調査制度適用 1 号工事

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 6 の規定により公告する。
また、各項に掲げるもののほか、東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（建設工事）（以下「共通公告」という。）による。

令和 8 年 7 月 1 3 日

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 工事名
- 令和8年度 公園整備事業 東広島運動公園第二多目的グラウンド 夜間照明設備設置工事(電気)
- 2 工事管理番号
- 7-108-0132
- 3 工事場所
- 東広島市西条町田口
- 4 工事概要
- 【建物概要】東広島運動公園第二多目的グラウンド 敷地面積 A=14,780m2 令和6年竣工
【工事内容】東広島運動公園第二多目的グラウンドの夜間照明設備設置に係る電気設備工事
電灯設備工事、動力設備工事、構内配電線路工事、構内通信線路工事、
受変電設備工事、拡声設備工事 ほか
【主要資機材】照明器具 N=122基、分電盤 N=8面、拡声設備 1式
- 5 工期
- 本案件の請負契約は、東広島市議会の議決を要するものである（令和8年第3回定例会への上程を予定）。
議会議決の日の翌日から令和 9 年 5 月 3 1 日まで
- 6 予定価格
- 161,372,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- 7 調査基準価格
- 有り
- 8 建設工事の種類
- 電気工事

9 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。(2)から(7)までの要件は、それぞれに特記してある場合を除き、上記8の建設工事の種類について満たしているものとする。

(1) 令和7・8年度東広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されている業種	電気工事			
(2) 広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者の指定	不要			
(3) 建設業法第15条の許可（特定建設業許可）の要否	下請契約の予定額が5,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）となる場合は特定建設業許可を必要とする。			
(4) 建設業の許可を受けている営業所所在地等 ※営業所とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項で許可を受けた営業所とする（以下同じ）。 ※主たる営業所とは、建設業許可申請書別紙二の「主たる営業所」欄に記載されている営業所とする（以下同じ）。 ※本店とは、登記されている本店とする（以下同じ）。	広島県内に営業所を有する者			
(5) 認定等級又は総合数値及び年平均完成工事高 ※認定等級（格付け）とは、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程第4条第1項に規定する資格の格付のことで令和7・8年度東広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書に工事種類別に記載されているものをいう。 ※総合数値とは、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程第4条第1項に規定するもので、令和7・8年度東広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書に工事種類別に記載されているものをいう。 ※年平均完成工事高とは、令和7・8年度東広島市建設工事競争入札参加資格申請時に提出した総合評定値通知書に記載された工事種類別のものをいう（東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者に限り、年平均完成工事高は問わない）。	ア	東広島市内に本店かつ主たる営業所を開札日から遡って継続して1年以上有する者	認定等級（格付け）	A
			年平均完成工事高	問わないものとする
	イ	広島県内に主たる営業所を有し、かつ、東広島市内に営業所を有する者（アを除く）	総合数値	780点以上
			年平均完成工事高	予定価格（税抜）以上
	ウ	広島県内に主たる営業所を有する者（ア、イを除く）	総合数値	830点以上
			年平均完成工事高	予定価格（税抜）以上
	エ	東広島市内に営業所を有する者（ア、イ、ウを除く）	総合数値	880点以上
			年平均完成工事高	予定価格（税抜）以上
	オ	広島県内に営業所を有する者（ア、イ、ウ、エを除く）	総合数値	930点以上
			年平均完成工事高	予定価格（税抜）以上
(6) 同種・類似工事の元請施工実績 ※必ず「東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項4」の基準等を満たすこと。	問わないものとする。			
(7) 技術者 ※必ず「東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項4」の基準等を満たすこと。 ※技術者の兼務については「技術者等の適正配置について」を参照すること。	次のいずれにも該当する技術者を配置できる者 ア 請負代金額（税込）が4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）となる場合は、専任で配置できる者。 イ 電気工事業に係る監理技術者又は主任技術者の資格を有する者 ※下請契約の予定額が5,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）となる場合は監理技術者の資格を有する者。 ウ 電気工事の経験（監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての元請経験に限る）を有する者 ※原則、工事の全期間に従事した者であること。 エ 入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者			

- 1 0 その他入札条件（詳細については共通公告に記載）
- (1) 使用契約約款：「建設工事請負契約約款」及び「建設工事請負契約約款特約事項」（東広島市ホームページ掲載のもの）
 - (2) 市町村税の滞納のない者対象案件：共通公告1(11)参照
 - (3) 完全電子案件：共通公告1(12)参照
 - (4) 電子くじ実施対象案件：共通公告5C(3)参照
 - (5) 社会保険未加入対策対象案件：共通公告5J参照
 - (6) 契約後V E対象案件：共通公告5F参照
 - (7) 積算内訳書：労務費等を記載する新しい様式の積算内訳書を提出すること。
※様式掲載場所（東広島市ホームページ）
ホーム > 組織から探す > 契約課 > 4 建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務(様式・提出書類) > 入札書/委任状/入札辞退届/積算内訳書
※令和8年4月1日付けで正式に様式の改正を行っているため、上記ページからダウンロードして使用すること。
 - (8) 債務負担行為に係る契約の特則。各会計年度における請負代金の支払限度額及び出来高予定額は次のとおりとする。
令和8年度 支払限度額 135,880,000円（出来高予定額 請負金額×80%）
令和9年度 支払限度額 残額（出来高予定額 残額）
 - (9) 部分払：各年度における請求できる回数は次のとおりとする。
令和8年度 月1回を超えることができない。
令和9年度 月1回を超えることができない。
 - (10) 東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領（平成21年9月1日制定。以下「低入札要領」という。）適用案件：共通公告5B(5)参照
 - (11) 本工事は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（専任特例2号）の配置は認めない。

1 1 入札参加及び提出資料

本案件入札に参加しようとする者は、電子入札等システムを利用して入札を行うこと。なお、システム障害等により、書面参加を希望する者は、電子入札実施要領第4条第2項により書面参加申請手続きを行うこと。

入札の結果、落札候補者となった者は、次の提出資料各1部を電子入札等システムを利用し速やかに提出すること。

提出資料		詳	細
資格要件確認資料	(1) 経営事項審査の総合 評定値通知書の写し	必要なし	
	(2) 施工実績及び配置予 定技術者確認資料	様式第1（原則、添付ファイルはE x c e l形式で提出すること）	
	(3) 会社の実績を確認す るための資料	必要なし	
	(4) 技術者の資格を確認 するための資料	次のいずれか1つ以上 ア 「監理技術者資格者証（表・裏）の写し」及び「監理技術者講習修了証の写し」 ※監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴が記載されている場合は、「監理技 術者講習修了証の写し」は不要とする。 イ 「技術者合格証明書」の写し（又は、実務経験により主任技術者資格を満たすことが確認で きる実務経歴書等）」及び「雇用関係にあることを確認できる書類（健康保険・厚生年金被 保険者標準報酬決定通知書等）の写し」 ※イの「雇用関係にあることを確認できる書類」について、健康保険被保険者証の写しは不可 ※様式第1の「配置予定技術者の従事形態」において、「下請契約の予定額が5,000万円（建 築一式工事8,000万円）以上であるため、監理技術者として配置する」を選択した場合はア の資料を提出すること（この場合、イは不要とする。）。	
	(5) 技術者の経験を確認 するための資料	必要なし	
	(6) 誓約書	様式第4（原則、添付ファイルはW o r d形式で提出すること）	
	(7) 建設業許可申請書別 紙二の写し	9(5)のイ、エ又はオに該当する者のみ必要	
	(8) 経営業務の管理責任 者及び専任技術者を確 認するための資料	9(5)のイ、ウ、エ又はオに該当する者のみ①及び②を提出すること。 ① 経営業務の管理責任者証明書の写し（建設業法施行規則別記様式第7号） ② 専任技術者証明書の写し（建設業法施行規則別記様式第8号）又は専任技術者一覧表の 写し	
(9) 媒体提出届		様式第5（原則、不要） ※ただし、電子入札等システムを利用せず書面又はC D-Rにより持参する提出資料があるど きは、媒体提出届を、電子入札等システムを利用しW o r d形式の添付ファイルとして提出 するとともに、契約課に持参する媒体にも写しを添付すること。	

1 2 低入札価格調査制度について

- (1) 低入札要領第2条に規定する低価格入札者は、市の請求により、指定する期限までに低入札要領第6条に定める低入札価格調査報告書及び同条に掲げる資料（以下「低入札価格調査報告書等」という。）を提出しなければならない。なお、低価格入札者となるが見込まれる者は、入札時に低入札価格調査報告書等を技術資料等と合わせて提出できるものとする。共通公告5B(5)を参照のこと。

低入札価格調査報告書等	提出部数及び添付書類（記載及び内容に関する留意事項は低入札要領を参照のこと）
低入札価格調査報告書等	1 部 ■低入札要領第6条に定める低入札価格調査報告書（別記様式第1号）及び同条に掲げる資料 ※ただし、低入札要領第6条第1項第4号に係る必要書類である配置予定補助者の資格・工事経験調査（別紙その2）の提出は不要とする。

- (2) 低価格入札者は、入札時又は低入札価格調査報告書等の提出時に、通常の積算内訳書に加え、設計図書に添付している「低入札価格調査制度対象工事積算内訳書」をExcel形式で提出すること。
- (3) 低入札要領第8条の調査の結果、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とならないことがある。
- (4) 低価格入札者は市の調査に協力すること。
- (5) 失格基準価格を下回る価格の入札は無効とする。
- (6) 低価格入札者が契約者となった場合、低入札要領第11条の2に規定する措置を講じる。

1 3 日程等に関する事項

手 続 き 等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
公 告 日	令和8年7月13日	東広島市ホームページ 及び 契約課掲示板に掲示する。
設 計 図 書 の 閲 覧	令和8年7月13日～ 令和8年7月16日	東広島市ホームページに掲載する。 ※設計図書を閲覧していない者のした入札は、無効とする。
質 問 書 提 出 期 間	令和8年7月13日～ 令和8年7月17日	質問書（様式第7）により都市交通部営繕課へ持参すること。 提出期間後の質問は受け付けない。
回 答 書 閲 覧 期 間	令和8年7月24日～ 令和8年7月30日	東広島市ホームページに掲載する。 回答書の有無を確認し、回答書がある場合は、必ず閲覧すること。
入 札 期 間	令和8年7月29日 （午前9時～午後5時） 及び 令和8年7月30日 （午前9時～午後4時）	電子入札等システムを利用して入札を行う。
開 札 日 時	令和8年7月31日 午前10時25分	電子入札室（本館4階）で行う。
低 入 札 価 格 調 査	開札後に調査対象者について調査を行う。	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とし、落札候補者の行った入札が調査基準価格を下回る場合は、資格要件を審査する前に、低入札要領第8条に定める調査を行う。当該調査対象者が低入札要領第9条に該当する場合は、次点の低価格入札者を調査対象者とする。
事 後 審 査	総合評価後に入札参加資格を審査し、その後落札決定を行う。	電子入札等システムで落札者決定通知を行う。

1 4 契約締結に関する事項

- (1) 本工事に係る工事請負契約は市議会の議決を要するものであるので、落札決定後、仮契約を締結し、市議会の議決を経て本契約とするものとする。
- (2) 開札の日から市議会の議決を経るまでの間のいずれかの日において、入札者が次の要件のいずれかに該当する者となったときは、落札者とし、又は仮契約を締結しない、若しくは解除することがある。
- ア 共通公告1(1)ア、イ又はウに掲げる事項
- イ 手形交換所による取引停止処分を受けているもの又は手形小切手の不渡りを出した者
- ウ 本市の指名除外措置を受けている者
- エ 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けている者

1 5 問合せ先

東広島市 総務部 契約課 （東広島市西条栄町8番29号 電話 082-420-0930）